

桑名市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この桑名市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

1 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域：桑名市 全域

○対象住宅

- 昭和56年5月以前に建築された住宅



3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：令和4年度～令和8年度（5年間）

	R4	R5	R6	R7	R8
戸別訪問 普及啓発等	[Active]				

4 戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。

- リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- 不在の場合は、資料をポストイングする。
- 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。

※ 木造住宅の戸別訪問を優先的に行うこととし、木造住宅の戸別訪問完了後、非木造住宅の戸別訪問を行うこととする。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大等により、戸別訪問が困難な場合はDM送付等で対応する。

5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- 広報誌による周知
- 耐震補強相談会の実施
- 住宅耐震啓発パンフの配布

6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び(非)三重県木造住宅耐震化促進協議会と連携して活動に取り組む

7. 取組内容・実績

令和5年度取組内容(目標)	令和4年度取組内容(実績)
<p>i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の住宅所有者に対し、個別訪問により、直積的に普及啓発。 <p>ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時に住宅所有者に対し、工事概算費用や耐震化支援制度等の情報を提供。 ・耐震診断を行った結果、耐震性がないと判断された住宅所有者に対して、耐震化支援制度案内チラシを送付・住宅相談会を開催。 <p>iii) 改修事業者の技術力向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断実施者に対し、耐震改修事業者リストの配布・案内を実施。 <p>iv) 一般への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5 その他の普及啓発活動」により実施。 	<p>i) 住宅所有者に対する直接的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の住宅所有者に対し、DM送付により普及啓発※実施地区：長島町大倉団地(76戸) ・空き家等所有者等に対し、DM送付により普及啓発(129件) <p>ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告時に住宅所有者に対し、工事概算費用や耐震化支援制度等の情報を提供。 ※情報提供件数：45件 ・耐震診断を行った結果、耐震性がないと判断された住宅所有者に対して、耐震化支援制度案内チラシを送付するとともに、住宅相談会を開催。 ※送付件数(対象者)：平成20年度耐震診断実者79名 ※住宅相談会：令和4年11月23日に開催 <p>iii) 一般への周知普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市公報(5月、10月)及び市ホームページ(4月下旬～、10月～11月)に案内を実施 ・耐震化支援制度案内チラシを窓口に設置、市ホームページに添付(通年) ・空き家・住宅相談会案内チラシを窓口に設置、市ホームページに添付(10月～11月)、市ツイッター(10月)に掲載

8. 耐震化に関する財政的支援

昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅に関する支援

- ①耐震診断業務：耐震診断士を無料で派遣し調査を行い、診断結果と工事概算費用等の情報を提供
- ②耐震補強設計業務：耐震診断により「倒壊する可能性が高い(評点0.7未満)」又は「倒壊する可能性がある(評点0.7以上1.0未満)」と診断された住宅の耐震補強設計に要する費用の一部を補助
- ③耐震補強工事等業務：耐震診断により「倒壊する可能性が高い(評点0.7未満)」と診断された住宅の耐震補強工事又は除却工事に要する費用の一部を補助

9 住宅耐震化に係る支援目標

・事業実績及び目標(件数)

木造住宅耐震化支援事業	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5(目標)
耐震診断	19	12	20	16	30	30	45	45
耐震補強設計	3	0	1	2	1	1	2	2
耐震補強工事	1	2	1	0	3	0	2	2
除却工事	0	0	4	13	17	7	12	10
空き家除却工事					4	5	12	15